

船舶設備規程の一部改正について

1. 改正の経緯

2006 年の海上の労働に関する条約（以下「海上労働条約」という。）は、これまで ILO にて採択されてきた船員の労働に関連する条約等を、作成以後の社会情勢や技術の進展を踏まえた見直し及び条約相互間の重複の解消を行った上で、船員の労働条件に関する統一的な国際基準として整理・統合するとともに、当該基準の実効性を高め、船員の労働環境の向上及び海運市場における国際的基準に基づく公正な国際競争の確保を達成することを目的として、平成 18 年 2 月に ILO の海事総会において採択された条約です。

これを受けた我が国としての当該条約の締結及び国内法令化の検討結果を踏まえ、第 3. 1 規則の内容は船舶の設備に関する要件であることから、海上労働条約の要求を国内的に担保するため船舶設備規程（昭和九年二月一日逡信省令第六号）について所要の改正を行うものです。

* 現行の船舶設備規程は、海上労働条約の策定のために整理・統合された条約の 1 つである「船内船員設備に関する条約（第 9 2 号）」に基づき、船内の居住設備等に関する要件を規定。

2. 適用対象船舶

遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶（総トン数 200 トン未満の船舶であって国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）であって、海上労働条約が我が国において効力を生じる日以後に建造着手された船舶（以下「海上労働条約適用船」という。）

* 漁船、軍艦等は非適用

3. 改正の概要

①船員室等の天井の高さ

船員室等（居住諸室、衛生諸室、無線電信室等をいいます。）の天井の高さは、2.03メートル以上としなければならないこととします。

②船員室等の位置

船員室等を最高航海喫水線より上方に設けなければならない船舶の対象範囲を海上労働条約適用船に拡大します。ただし、旅客船などの船舶の大きさに比べ船員定員又は最大搭載人員の多い船舶等については、対象外とします。

③空調設備の設置

居住諸室、船橋及び機関制御室を有効に冷暖房及び換気することのできる空気調和装置を備えなければならないこととします。

④照明設備の設置

船員室等は、自然光に加え、人工の照明設備により適切に照明されなければならないこととします。

⑤船員室の定員

船員室の定員は原則として1名としなければならないこととし、船員の区分に応じてその最低床面積を定めます。ただし、旅客船の部員が使用する船員室の定員はその床面積に応じて最大4名まで増やすことができることとします。

⑥執務室の設置

船長、機関長及び一等航海士には、その船員室に隣接した執務室が与えられなければならないこととします。

⑦寝台の長さ及び幅の拡大

船舶に備え付ける寝台の寸法は長さ198センチメートル、幅80センチメートル以上でなければならないこととします。

⑧食堂の設置

食堂を設けなければならない船舶の対象範囲を海上労働条約適用船に拡大します。

⑨衛生設備の設置

衛生設備を設けなければならない船舶の対象範囲を海上労働条約適用船に拡大するとともに、洗濯設備並びに船員定員6名ごとに1つ以上の浴室、大便器及び洗面設備を備えなければならないこととします。

⑩事務室の位置

事務室を設けなければならない船舶の対象範囲を海上労働条約適用船に拡大します。

⑪その他

その他所要の改正を行います。

上述の項目の一部については、一定のトン数未満の船舶に対して労使との協議の上、その適用を免除とすることが可能である旨海上労働条約の関係規定において規定されていることから、「海上労働条約第3.1規則の国内法化に関する検討会」を設置し、その取扱いについて検討を行います。

- ・平成24年10月26日開催予定
- ・メンバー案は別紙のとおり

「海上労働条約第3.1規則の国内法化に関する検討会」委員（案）

（五十音順、敬称略）

【委員】

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 池谷 義之 | 全日本海員組合国際局長 |
| 上窪 良和 | 日本内航海運組合総連合会船員対策委員会委員長 |
| 遠藤 雄三 | 一般社団法人日本旅客船協会労務部長 |
| 大内 孝利 | 一般社団法人日本港湾タグ事業協会労務専門委員会副委員長 |
| 立川 博行 | 全日本海員組合国際・国内政策局長 |
| 西岡 康弘 | 一般社団法人日本船主協会常務理事 |
| 野川 忍 | 明治大学法科大学院教授（「ILO海事労働条約国内法化勉強会」座長） |
| 久松 孝 | 社団法人日本中小型造船工業会常務理事 |
| 平岡 英彦 | 全日本海員組合国内局長 |
| 村上 寛 | 社団法人日本外航客船協会安全対策委員会委員 |
| 山口 祐二 | 一般社団法人日本造船工業会技術部長 |

【事務局】

海事局 安全基準課

海事局 運航労務課